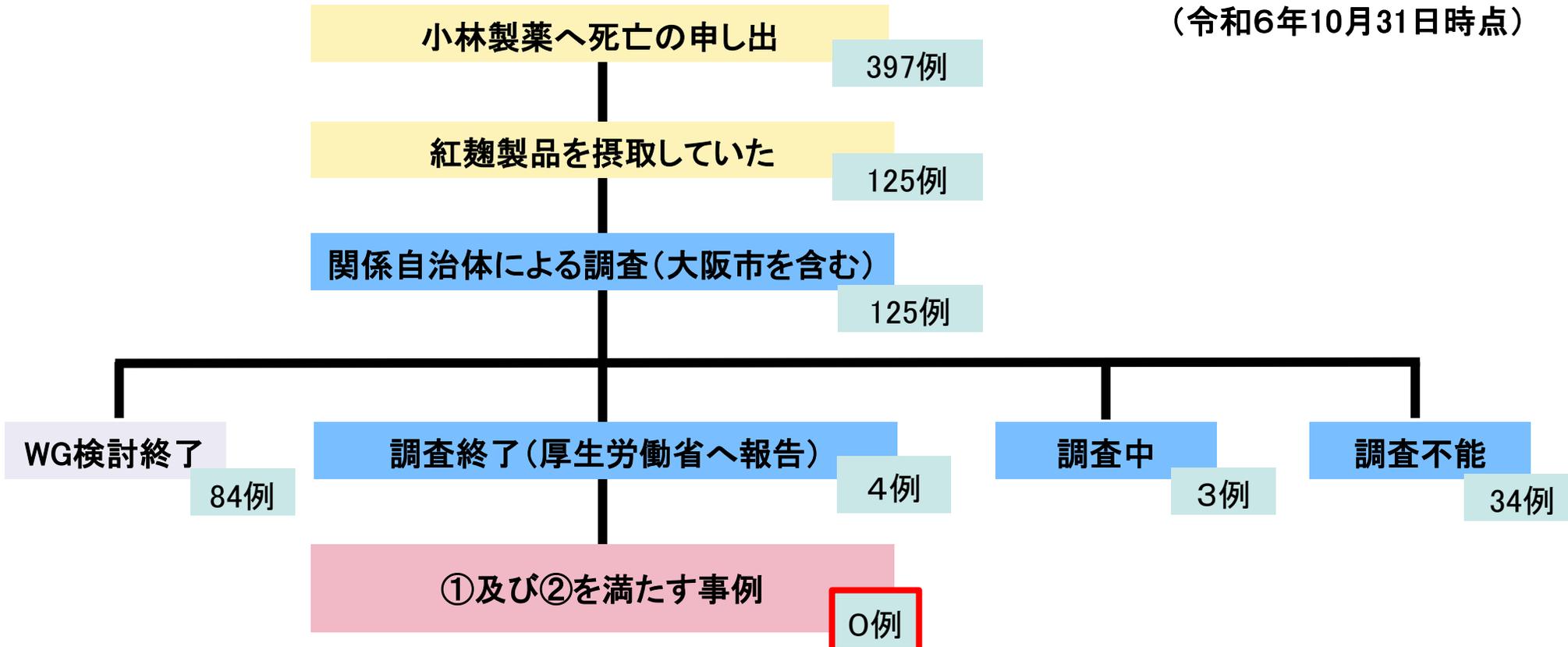


今回のWGで扱う健康被害情報について①(死亡例関係)

- ① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者
- ② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者

→ 令和6年10月31日までに、厚生労働省に対し、大阪市から調査が終了した旨の報告があった死亡例のうち、前回までのWGで議論の対象とした84例を除く、4例の死亡例を分析したところ、以下のとおり。

(令和6年10月31日時点)



今回のWGで扱う健康被害情報について②（死亡例以外関係）

① プベルル酸が含まれる令和5年7月以降に出荷された製品を喫食した可能性が高い者

② 近位尿細管障害を含め、何らかの腎障害がある又は疑われる者

→ 令和6年4月15日までに、厚生労働省に対し、自治体から調査が終了した旨の報告があった事例（同日時点までの死亡例を除く）である、1,184例の事例を分析したところ、以下のとおり。

（令和6年4月15日時点）

